

報 告 事 項

古都保存の現況について

京 都 市
奈 良 県
神 奈 川 県
滋 賀 県

京都市における古都保存の現況について

1 京都市における古都保存の現況

(1) 歴史的風土保存区域の指定状況

昭和41年 7区域指定 約5,654ヘクタール

昭和44年 1区域指定 約 341ヘクタール

平成 7年 6区域指定 約1,233ヘクタール

3区域拡大 約1,285ヘクタール

計 14区域 約8,513ヘクタール

歴史的風土特別保存地区の指定状況

24地区 約2,861ヘクタール

(2) 規制区域内の行為申請

平成16年度(12月末)

届出件数 134件

許可申請件数 67件(許可…57件,不許可…9件)

(3) 土地の買入れ

平成16年度(12月末)

買入面積 約190.6ヘクタール

事業費 約242億円

2 今後の課題について

(1) 買入地の維持・活用

歴史的風土の保存と活用のための施設整備の充実

買入地の約90%を占める山林の景観保全のための維持管理の充実

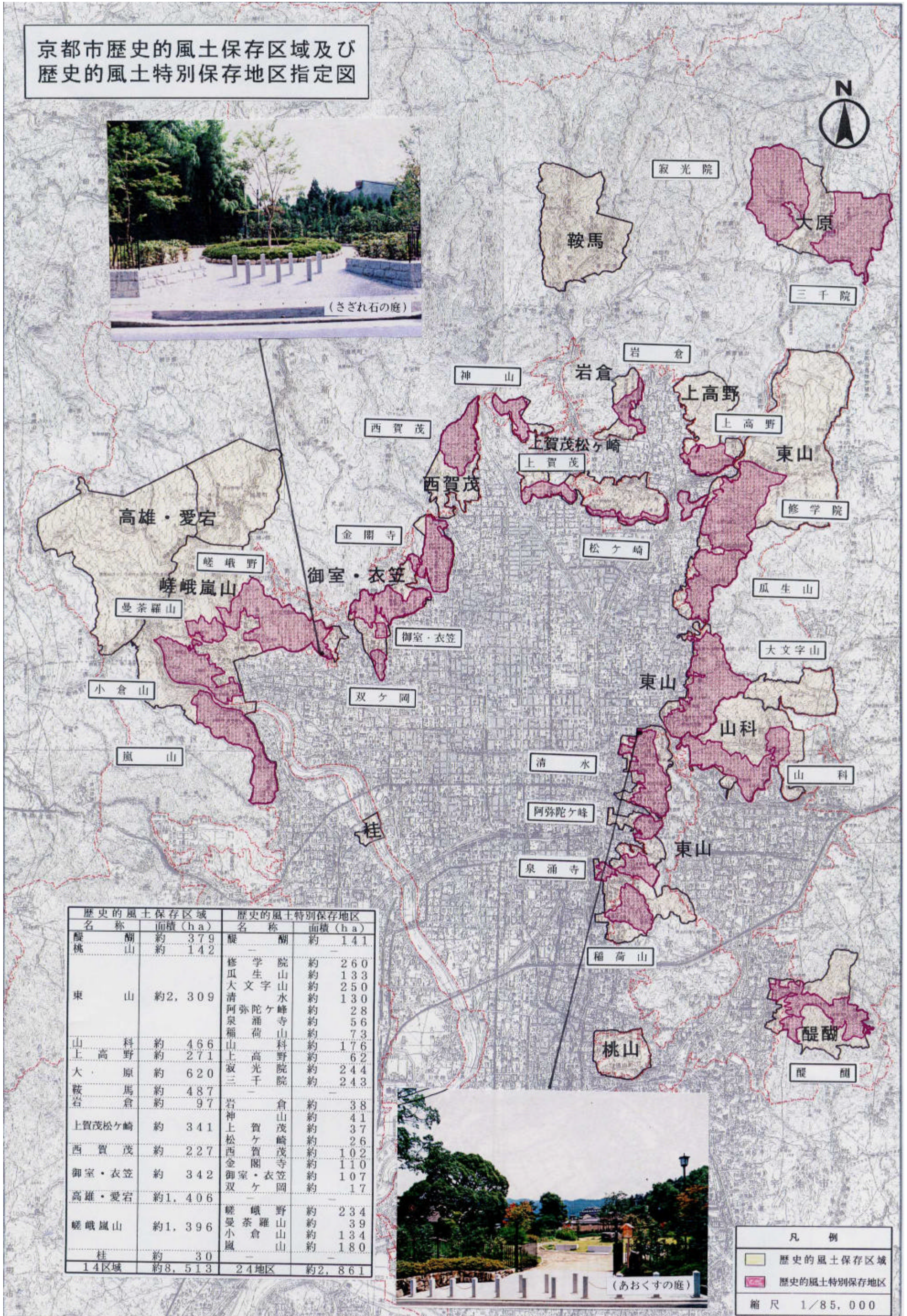
(2) 田園景観の保全に係る総合的な施策の実施

(3) 買入事業費の確保

京都市歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区指定図



(さざれ石の庭)



歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区	
名称	面積 (ha)	名称	面積 (ha)
醍醐	約 379	醍醐	約 141
山科	約 142	修学院	約 260
東山	約 2,309	瓜生山	約 133
山科	約 466	大文字山	約 250
上高野	約 271	清水	約 130
大原	約 620	阿弥陀ヶ峰	約 28
鞍馬	約 487	泉涌寺	約 56
岩倉	約 97	稲荷山	約 73
上賀茂松ヶ崎	約 341	醍醐	約 176
西賀茂	約 227	上高野	約 62
御室・衣笠	約 342	大原	約 244
高雄・愛宕	約 1,406	鞍馬	約 243
嵯峨嵐山	約 1,396	岩倉	約 38
桂	約 30	神山	約 41
14区域	約 8,513	西賀茂	約 37
		上賀茂松ヶ崎	約 26
		西賀茂	約 102
		御室・衣笠	約 110
		御室・衣笠	約 107
		双ヶ岡	約 17
		嵯峨野	約 234
		曼荼羅山	約 39
		小倉山	約 134
		嵐山	約 180
		24地区	約 2,861



(あおくすの庭)

凡例
 歴史的風土保存区域
 歴史的風土特別保存地区
 縮尺 1/85,000

奈良県における古都保存の現状について

1 奈良県における古都保存の現状

(1) 歴史的風土保存区域の指定状況

9地区 6,024ヘクタール

昭和41年 奈良市、斑鳩町

昭和42年 天理市、橿原市、桜井市、明日香村

歴史的風土特別保存地区の指定状況

19地区 4,892.1ヘクタール

(明日香村 2,404ヘクタールを含む)

(2) 規制区域内の行為申請

()は奈良市分

平成15年度

届出件数 186(98)件

許可申請件数 167(63)件

許可件数 153(58)件

不許可件数 14(5)件

平成16年度(16年12月末現在)

届出件数 104(45)件

許可申請件数 165(74)件

許可件数 129(47)件

不許可件数 36(27)件

(3) 土地の買入れ

平成15年度末(累計)

事業費 約460億円

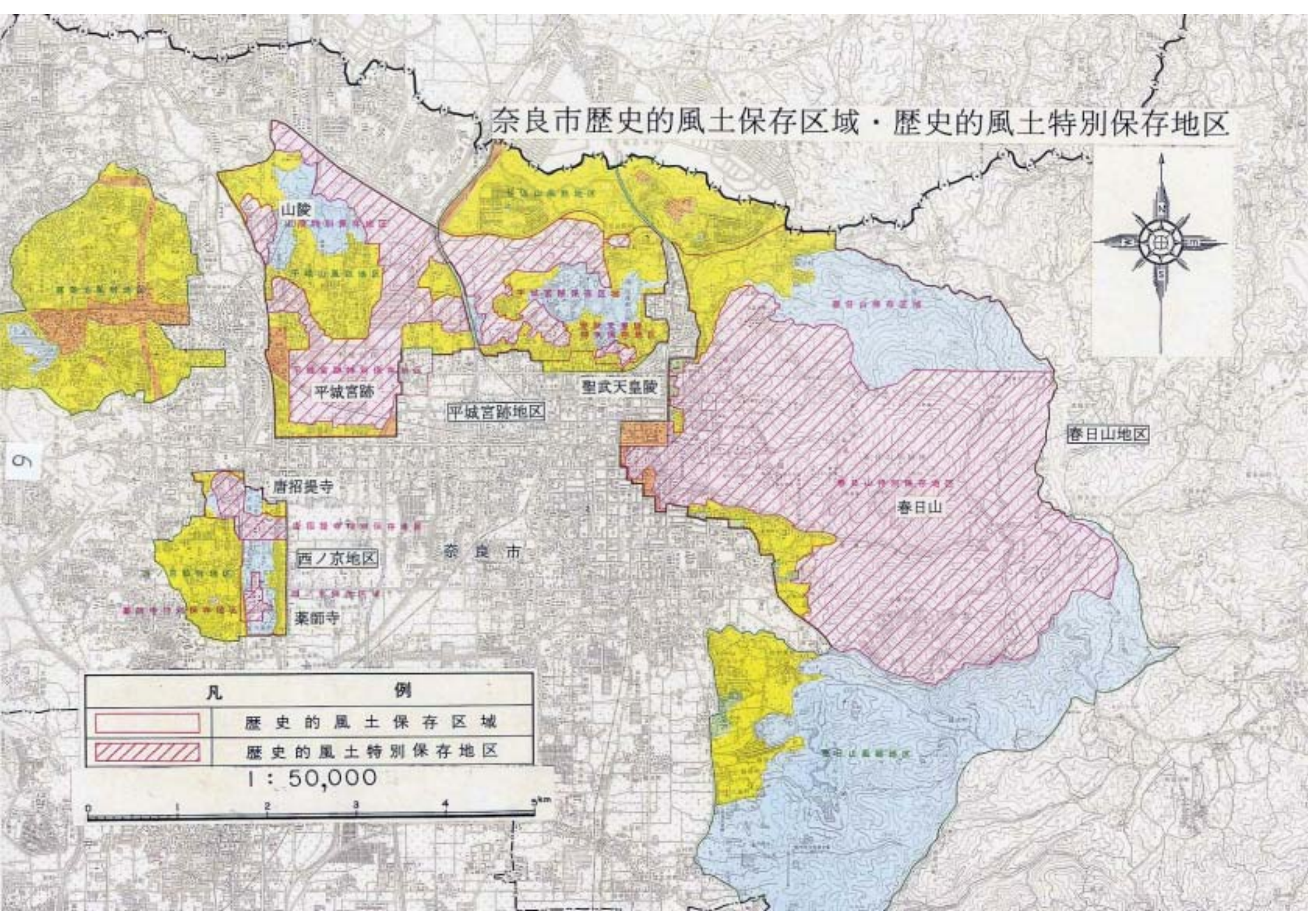
買入れ面積 約285ヘクタール

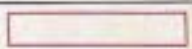

2 今後の課題

買入れ地の管理、活用

- ・買入れ地の維持管理
- ・古都にふさわしい景観の創出

奈良市歷史的風土保存区域・歷史的風土特別保存地區



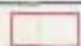

凡	例
	歷史的風土保存區域
	歷史的風土特別保存地區

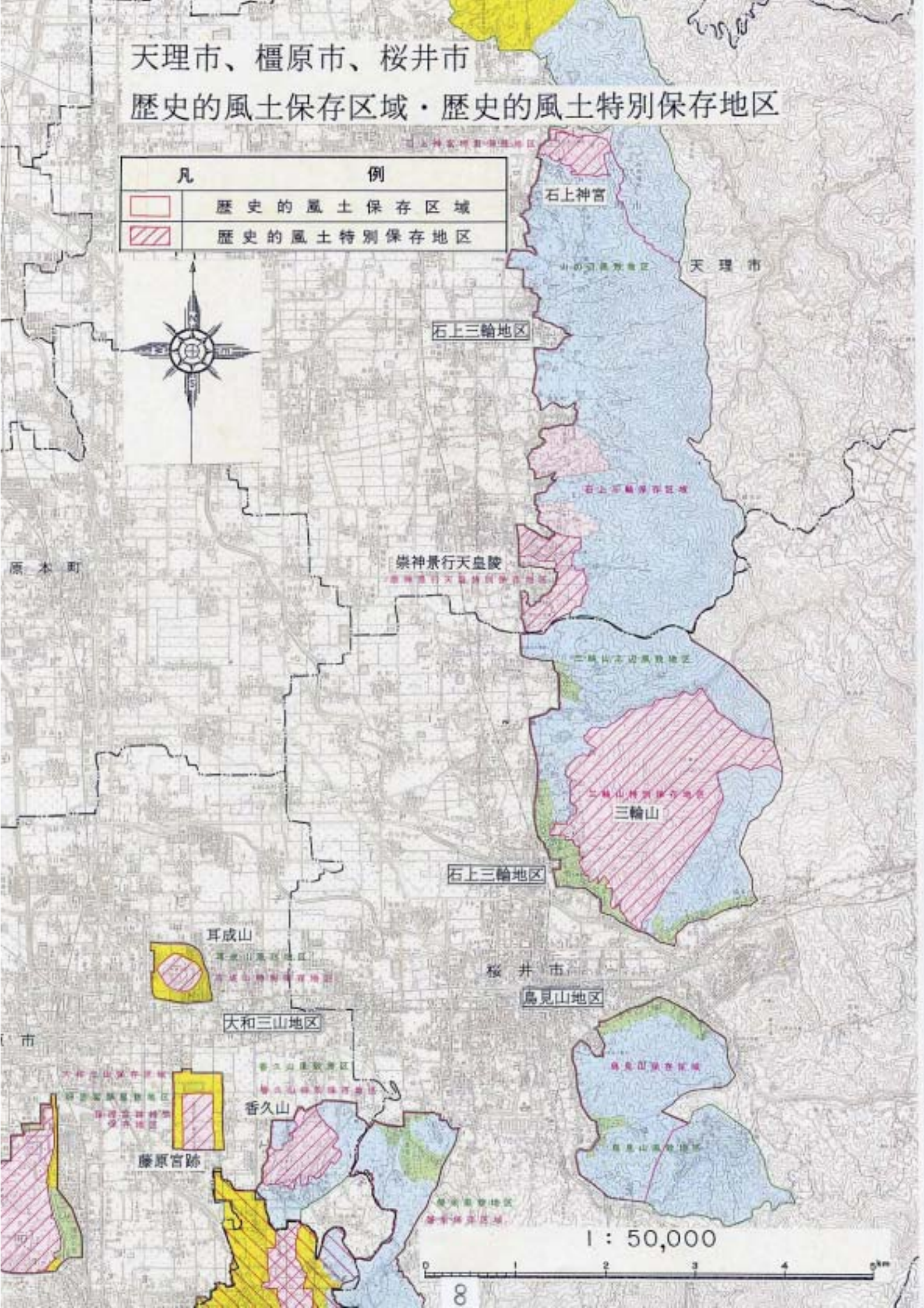
1 : 50,000



天理市、橿原市、桜井市

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

凡 例	
	歴史的風土保存区域
	歴史的風土特別保存地区



石上三輪地区

石上神宮

天理市

崇神景行天皇陵

石上三輪保存区域

三輪山古墳群保存区域

三輪山特別保存地区

三輪山

石上三輪地区

桜井市

鳥見山地区

耳成山

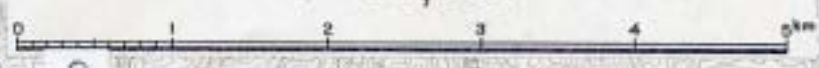
耳成山保存区域
耳成山特別保存地区

大和三山地区

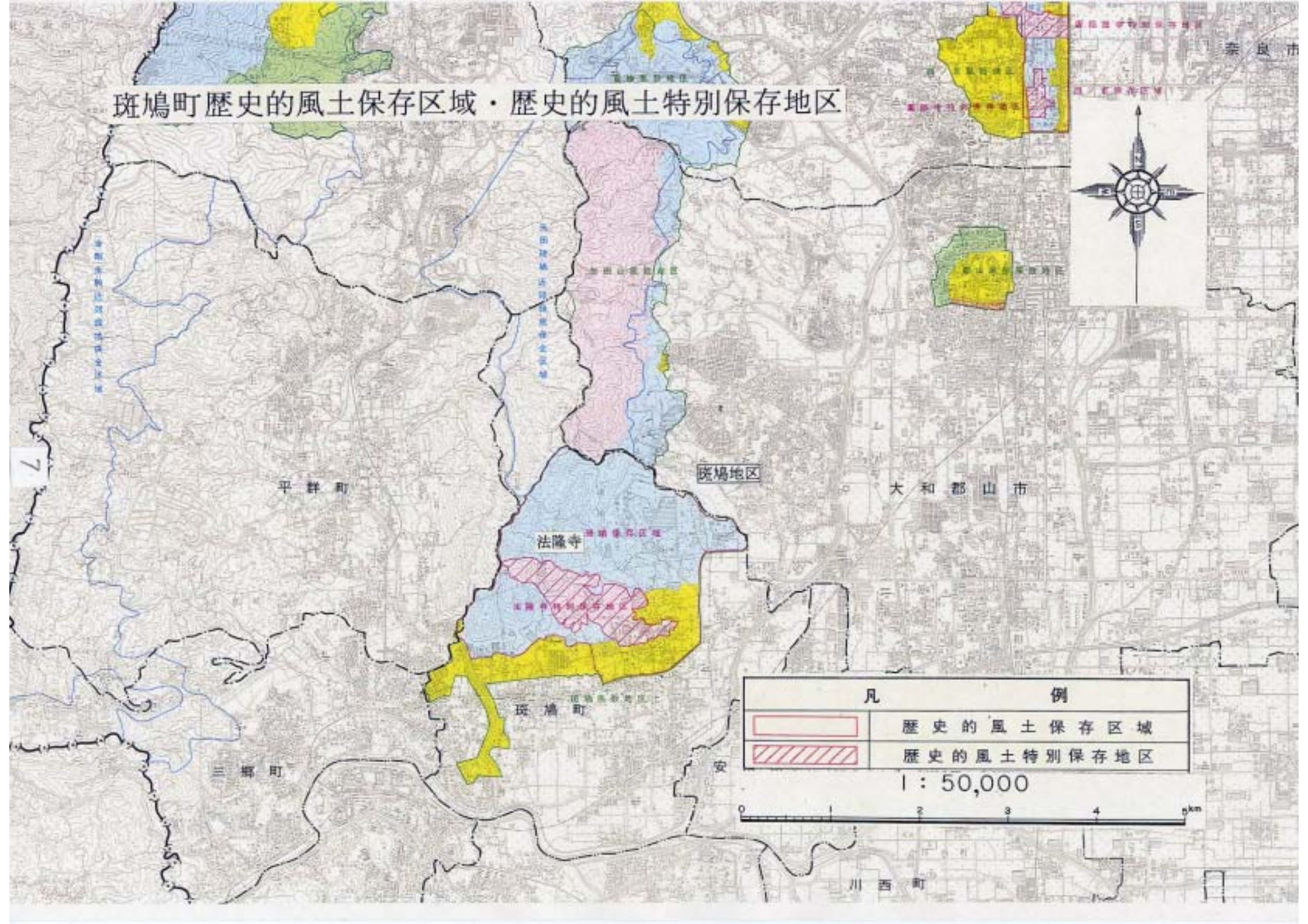
香久山



橿原宮跡

1 : 50,000



斑鳩町歷史的風土保存区域・歷史的風土特別保存地區







凡 例	
	歷史的風土保存區域
	歷史的風土特別保存地區

1 : 50,000



桜井市

明日香村歷史的風土保存地区

凡 例	
	歷史的風土保存区域
	歷史的風土特別保存地区
	第1種歷史的風土保存地区
	第2種歷史的風土保存地区

1 : 50,000



橿原市

香久山

欽傍山

飛鳥宮跡第1種保存地区

岡寺第1種保存地区

高松塚第1種保存地区

石舞台第1種保存地区

明日香村

明日香第2種保存地区

高取町

藤原宮跡

警余地区

神奈川県における古都保存の現況について

1 神奈川県における古都保存の現況

(1) 歴史的風土保存区域の指定状況

昭和41年12月	5区域	695.0ha
昭和48年2月		248.0ha (区域拡大)
昭和61年12月		13.0ha (〃)
平成12年3月		33.0ha (〃)
	5区域	989.0ha

歴史的風土特別保存地区の指定状況

昭和42年3月	9地区	226.5ha
昭和50年4月		39.0ha (区域拡大)
昭和63年6月		305.1ha (4地区新規指定及び既存地区の区域拡大)
平成15年9月		3.0ha (区域拡大)
	13地区	573.6ha (保存区域の約58.0%)

(2) 規制区域内の行為申請

平成15年度

届出件数 105件

許可申請件数	49件	┌ 許可件数 30件 (うち同意1件) └ 不許可件数 19件
(うち協議1件)		

(3) 土地の買入れ (平成15年度末まで)

事業費 約129億円

買入れ面積 75.5ha (特別保存地区面積の約13.2%)

2 今後の課題

(1) 買入れ地の維持管理

(2) 特別保存地区の指定拡大

(3) 買入れ事業費の確保

歴史的風土特別保存地区の指定について（神奈川県）

1 逗子市域における特別保存地区の指定（名越切通し）

（1）地区の概要

名越切通し特別保存地区（鎌倉市域）指定面積	20.0ha
逗子市域内特別保存地区指定予定面積	6.2ha

名越切通し特別保存地区は、大町・材木座区域内にあり、鎌倉七口のひとつである名越切通し等の遺跡等と一体となる丘陵の自然景観及び名越切通し付近からの展望域の保存を図ることを目的として指定された地区である。

今回の指定予定地は、従前、鎌倉側のみを指定していたが、平成12年3月に逗子市域についても鎌倉と連担して歴史的風土を形成している地域として、歴史的風土保存区域に指定されたものである。また、この区域には国指定史跡名越切通のほか、高さ10mの「大切岸」や100あまりのやぐら群などの遺跡等も存在していることや、周辺の自然的環境と一体となって、鎌倉の歴史的風土の重要な構成要素となっていることなどから、特別保存地区として指定するものである。

（2）指定の経緯

昭和63年6月17日	名越切通し特別保存地区指定（鎌倉市域のみ）
平成12年3月17日	歴史的風土保存区域拡大告示

（3）現在の状況

逗子市域において、平成12年に拡大された区域について、特別保存地区指定する方向で事前準備を行っている。

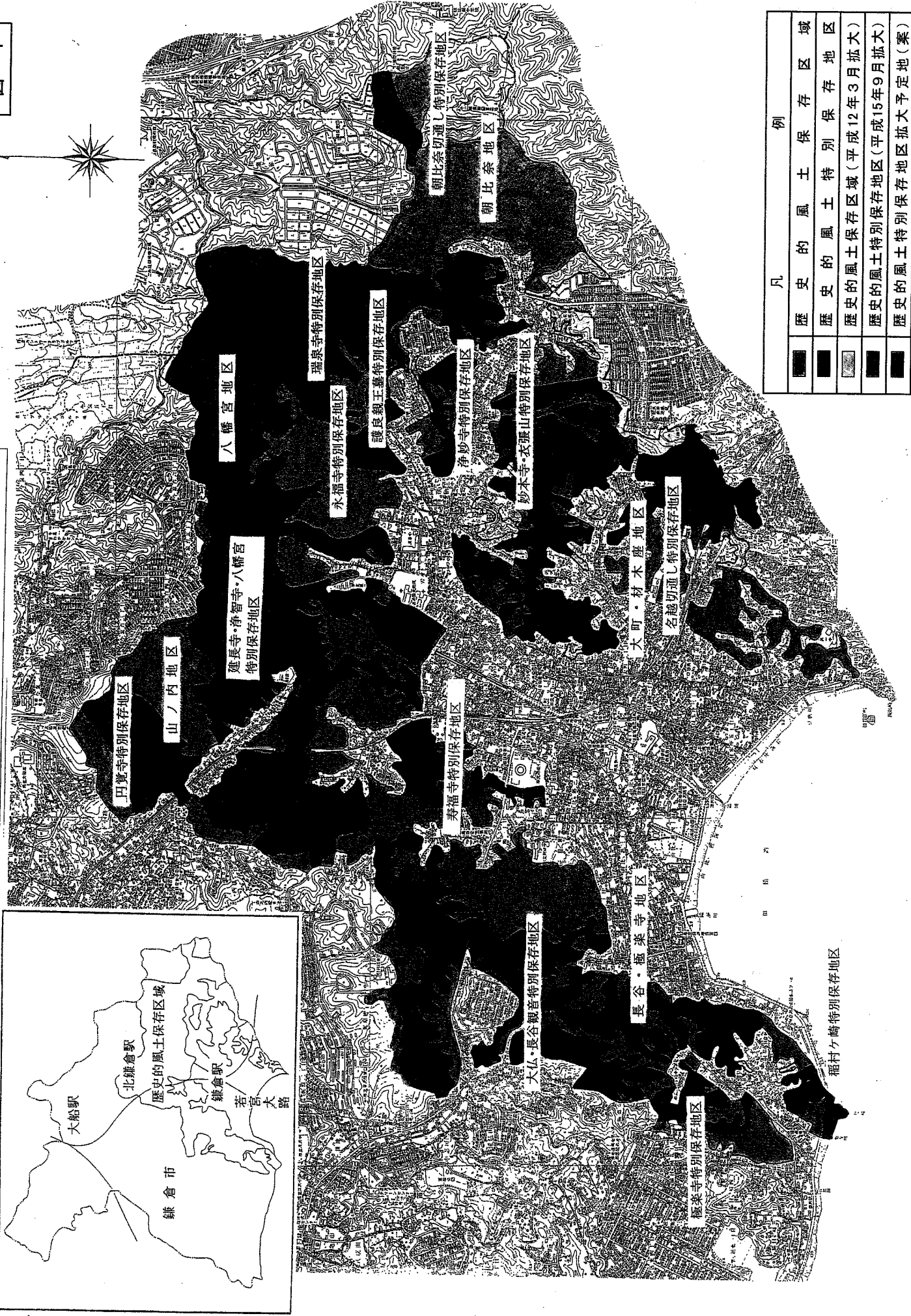
2 鎌倉市緑の基本計画に候補地として位置付けられた地域の指定

これらの候補地については、その土地環境は現行の特別保存地区と同様な山林であり、良好な環境を有した山丘として一体的な歴史的景観を形成している。

この山林は、歴史的風土の維持に必要な地区であるとともに、地域の展望域となる山丘であり、歴史的景観の保全のために重要な地区となっているため、特別保存地区として指定を計画しているものである。

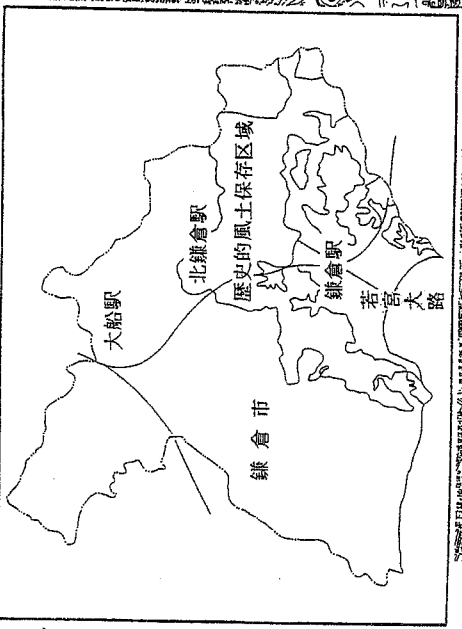
鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域図

図 1

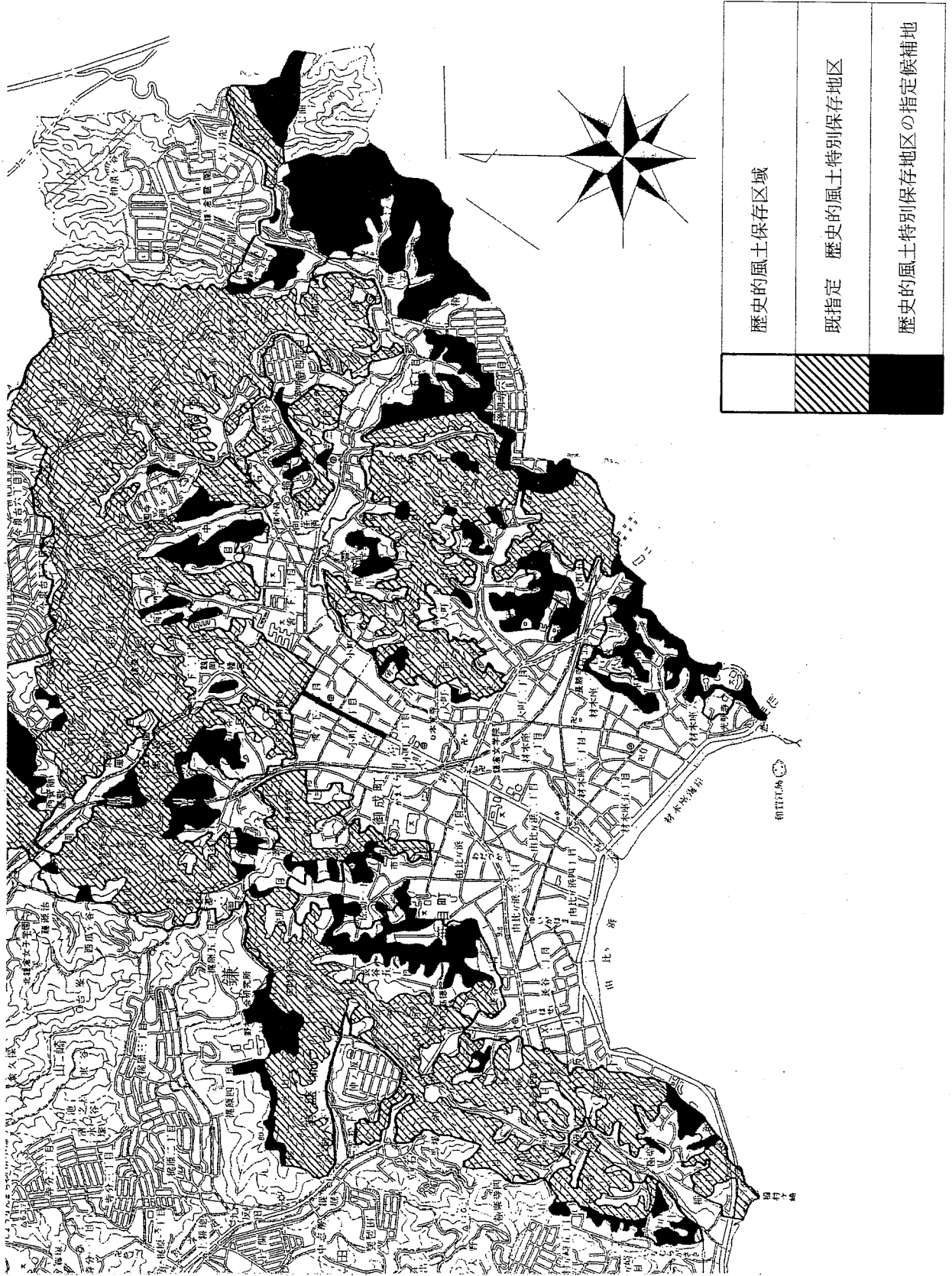


凡 例

	歴史的風土保存区域
	歴史的風土特別保存地区
	歴史的風土保存区域(平成12年3月拡大)
	歴史的風土特別保存地区(平成15年9月拡大)
	歴史的風土特別保存地区拡大予定地(案)



歴史的風土特別保存地区の指定候補地



滋賀県における古都保存の現況について

1 滋賀県の古都保存の現況

(1) 大津市歴史的風土保存区域

平成 16 年 6 月 15 日指定公示

約 4 , 5 5 7 ヘクタール

(2) 歴史的風土保存区域内の行為申請

平成 16 年 12 月末現在 (16 年 8 月 2 日 ~ 12 月 20 日)

届出件数 61 件

2 今後の課題

(1) 歴史的風土特別保存地区の都市計画決定

- ・ 現 在 大津市において原案を作成、主要社寺との調整を開始
- ・ 平成 17 年秋頃 市原案を踏まえ県の原案を作成、都市計画の手続きを開始
- ・ 平成 18 年春頃 県都計審の審議等を経て決定予定

(2) 各種施策との連携による古都大津の歴史的風土の維持保存

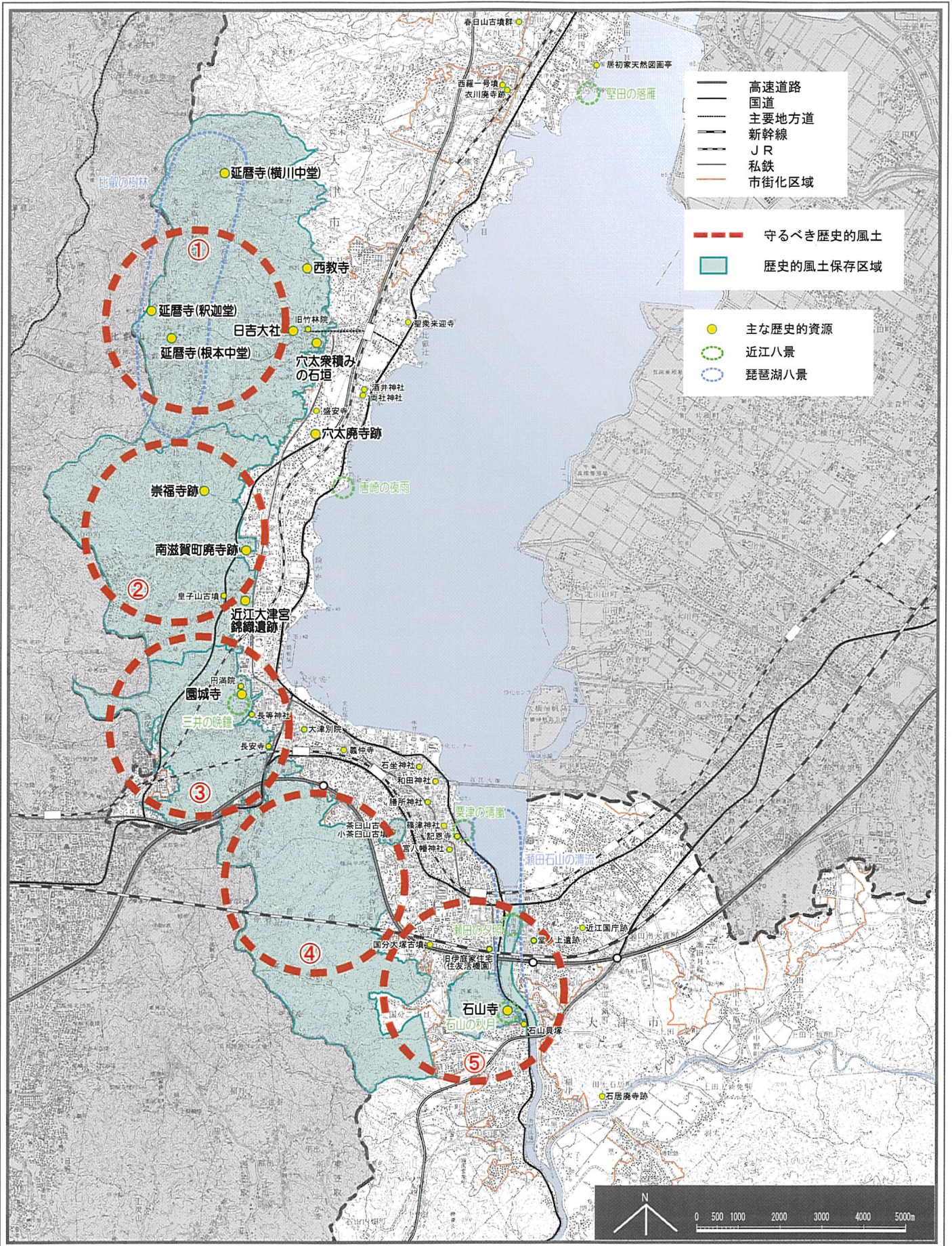
滋賀県における景観法への対応状況

平成17年 2月8日現在

滋 賀 県

行政団体	景観条例	景観法への対応
滋賀県	ふるさと滋賀の風景を守り 育てる条例（風景条例） 昭和59年7月制定	平成17年度に、今までの独自条 項の内容も一部加味した景観法に基 づく条例を策定し、市町との協議お よび関係地域住民への説明のうえ、 景観計画の策定および新条例の施行 を行い、風景条例を廃止する。 上記の方針について、景観審議会 および都市計画審議会で継続審議中 (3月末答申の見通し)。
近江八幡市	近江八幡市風景づくり条例 平成17年3月制定予定	平成17年2月、県に対し景観行 政団体についての協議を行い、県か ら同意の予定。今年度内に、景観行 政団体となる見込。 3月議会に景観基本条例を提案予 定。
大津市	古都大津の風格ある景観を つくる基本条例 平成16年3月制定	平成17年2月、県に対し景観行 政団体についての協議を行い、県か ら同意の予定。今年度内に、景観行 政団体となる見込。 なお、現在景観計画の策定方針に ついて、市景観審議会で審議中。
彦根市	快適なまちを創る景観条例 平成7年9月制定	平成17年4月、市長選により選 任された新市長の方針を待って、県 に対し景観行政団体についての協議 を行う予定。 その後、景観計画の策定、新条例 への移行を進める予定。
長浜市		北国街道（黒壁周辺）、大通寺など 中心市街地の景観形成を進めるため、 景観法の活用方策を平成17年度施 策として策定の予定。
その他の市町 甲賀市(旧土山町) 高島市(旧マキノ町) 米原市(旧山東町) ほか	[参考] H16.9末 50市町村 H17.2末 33市町	市町村合併が進んでいることから、 新年度早々、県から会議の場で再度 景観法について説明を行い、景観行 政団体に関する同意方針等を説明す る予定。

大津市における守るべき歴史的風土



- ①比叡山・坂本地区：日吉大社、比叡山延暦寺、周辺の樹林地、坂本の歴史的なまちなみを含む地域
- ②近江大津京跡地区：近江大津宮錦織遺跡、崇福寺跡を含む地域
- ③園城寺地区：園城寺、周辺の樹林地、琵琶湖疏水を含む地域
- ④音羽山地区：近江大津京跡、石山寺といった大津を代表する歴史文化資産を結ぶ地域
- ⑤石山寺地区：石山寺、背後の樹林地、瀬田川を含む地域